

第41期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2023年8月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階
都久志の間

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	31
株主総会参考書類	36
交付書面省略事項	46

株式会社コスモス薬品

証券コード：3349

証券コード 3349

2023年8月2日

(電子提供措置の開始日2023年7月28日)

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビル5館4階

株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品
代表取締役社長 横 山 英 昭

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第41期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cosmospc.co.jp/ir/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月21日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第41期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第41期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

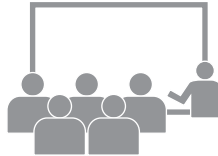
議決権行使に関するお願い

株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月21日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

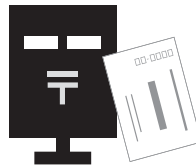
当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年8月21日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

C

インターネットによる議決権の行使の場合



3～5頁をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、2023年8月21日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

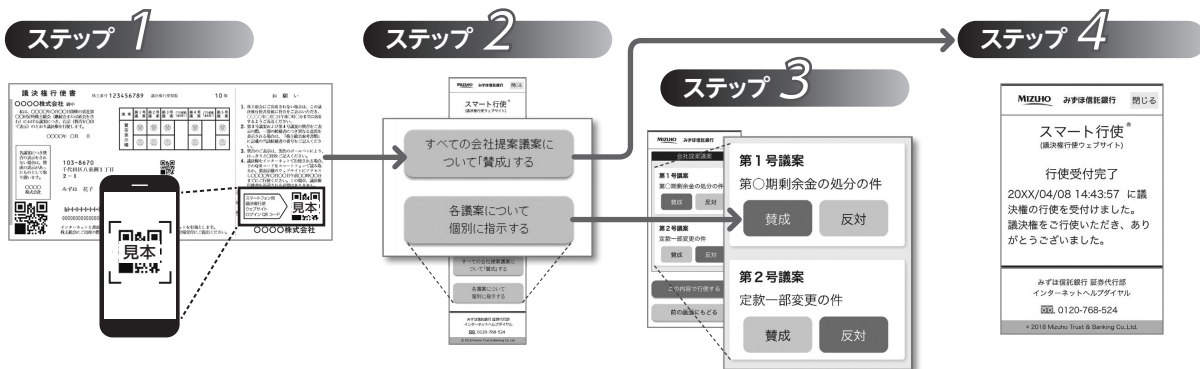
■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

【簡単！】議決権行使コード・パスワードの入力が不要で行使できます。

※操作画面はイメージです。



同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご留意事項 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご留意事項 ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

- インターネットによる議決権の行使は、2023年8月21日（月曜日）午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

？ お問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

（受付時間 年末年始を除く9：00～21：00）

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

事業報告

(2022年 6 月 1 日から
2023年 5 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、急激な為替の変動や長期化するロシア・ウクライナ戦争の影響等で先行きが不透明な状況が続きました。特に、エネルギーコストの上昇は日本経済全体に与える影響が大きく、様々な商品やサービス価格上昇の一因となっております。これにより、消費者の節約志向はより一層強まり、小売業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような状況だからこそ、当社グループはローコストオペレーションの推進によって価格競争力を高め、消費者にとって「安くて、近くて、便利なドラッグストア」となれるよう力を注いでまいりました。

出店戦略につきましては、自社競合による一時的な収益性の低下も厭わず、次々と新規出店を行いました。同時に、新商勢圏への店舗網拡大を図ってまいりました。これにより、関東地区に37店舗、中部地区に26店舗、関西地区に12店舗、中国地区に12店舗、四国地区に8店舗、九州地区に23店舗の合計118店舗を新たに開設いたしました。また、スクラップ&ビルドにより4店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末の店舗数は1,358店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度業績は、連結売上高8,276億97百万円（前年同期比9.6%増）、連結営業利益は301億28百万円（前年同期比1.1%増）、連結経常利益は330億86百万円（前年同期比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は237億97百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、536億7百万円であります。

主な内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

店舗

- | | |
|--------|--|
| 【茨城県】 | 羽鳥店、常陸大宮店、日立金沢店、いたこ店、神立店、
下館西店、北茨城店、元吉田店 |
| 【栃木県】 | 岡本店、川原田店、大平店、矢板店、ゆいの杜店、下野祇園店、
益子店 |
| 【群馬県】 | 新田木崎店、岩神店、田部井店、郷原店、藤岡店、新里店、
大間々店、下小林店、大泉朝日店 |
| 【埼玉県】 | 本庄けや木店、上里店、与野店、花園インター店、本庄小島店、
鴻巣人形店 |
| 【千葉県】 | 祐光店、打瀬店、東金田間店、高津戸店、四街道店 |
| 【東京都】 | 叶谷店 |
| 【神奈川県】 | 戸室店 |
| 【富山県】 | 福光店、牧野店 |
| 【石川県】 | 輪島店 |
| 【福井県】 | 江守中店、水落店 |
| 【山梨県】 | 甲府向町店、篠原店 |
| 【岐阜県】 | 垂井店、瑞浪店、松之木店、御嵩上恵土店 |
| 【静岡県】 | 富士宮小泉店、石津店、新都田店、吉原店、大岩店 |
| 【愛知県】 | 中岩田店、牟呂店、桶狭間店、大久伝南店、緒川店 |
| 【三重県】 | 鷺方野田店、新正店、松ヶ崎店、小黒田店、上地店 |
| 【滋賀県】 | 川原店、今津店 |
| 【京都府】 | 峰山店 |
| 【大阪府】 | 忠岡店、ポートタウン店、八尾郡川店 |
| 【兵庫県】 | 大蔵海岸店、加古川別府店 |
| 【奈良県】 | 広陵店、安倍木材団地店 |
| 【和歌山県】 | 岩出西野店、岩橋店 |
| 【鳥取県】 | 南昭和店、吉方店 |
| 【島根県】 | 大社店 |

【岡山県】	西中新田店、高梁段町店
【広島県】	東酒屋町店、三原糸崎店、福山旭町店
【山口県】	豊浦黒井店、貴船店、宇部中山店、小郡下郷店
【徳島県】	阿波池田店、海陽店、鴨島内原店
【愛媛県】	安城寺店、河野店、土居店
【高知県】	土佐高岡店、宿毛幸町店
【福岡県】	行橋京町店、田川バイパス店、橋本店、天神大丸前店、 田主丸店
【佐賀県】	武雄北方店
【長崎県】	上五島店
【熊本県】	泗水店、本渡北店、田崎店、曲野店、錦店、高森店
【大分県】	畑中店、杵築猪尾店、三重市場店
【宮崎県】	細野店、大塚店、恒久店
【鹿児島県】	隼人中央店、国分新町店、中央町店、川内国分寺店

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、積極的な店舗展開による更なる飛躍を目指しております。しかし、これを可能とするには、店舗運営のマネジメントレベルの向上が不可欠と考えます。これを実現するために、①人材教育、②マニュアルの整備、③コンピュータシステムの充実、この3つを重要課題と認識し組織改革に取り組んでまいります。

チェーンストアは、規模の拡大によって段階的な組織の再構築・情報システムの見直しが必要と考えます。今後も持続的な成長を実現するために、将来にわたってその時点の企業規模よりも常に先を見据えた組織・システムの構築を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期 (当連結会計年度)
売上高	684,403	726,424	755,414	827,697
営業利益	29,094	33,147	29,796	30,128
経常利益	31,562	35,835	32,861	33,086
親会社株主に帰属する当期純利益	21,435	27,156	23,155	23,797
1株当たり当期純利益(円)	541.30	685.80	584.76	600.96
総資産額	320,283	341,318	363,052	420,967
純資産額	145,675	170,578	190,507	211,072
1株当たり純資産額(円)	3,678.76	4,307.63	4,810.92	5,330.26

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 2022年5月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年5月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンフラッシュ	10百万円	100.0%	ビル及び商業施設建物の総合維持管理 交通誘導警備等の請負
株式会社コスモス・コーポレーション	50百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理サービス業 ソフトウェアの企画・設計・開発・販売

(注) 2023年5月31日現在、株式会社コスモス・コーポレーションは事実上の休眠会社となっております。

(7) 主要な事業内容(2023年5月31日現在)

当社グループは医薬品、化粧品、日用雑貨、食品(生鮮三品を除く)等の生活必需品全般を販売するドラッグストア事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所（2023年5月31日現在）

① 当 社

本社

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

店舗

1,358店舗

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
茨 城 県	23店舗	奈 良 県	18店舗
栃 木 県	20店舗	和 歌 山 県	21店舗
群 馬 県	16店舗	鳥 取 県	18店舗
埼 玉 県	13店舗	島 根 県	23店舗
千 葉 県	14店舗	岡 山 県	43店舗
東 京 都	10店舗	広 島 県	48店舗
神 奈 川 県	4店舗	山 口 県	70店舗
富 山 県	16店舗	徳 島 県	33店舗
石 川 県	12店舗	香 川 県	35店舗
福 井 県	7店舗	愛 媛 県	49店舗
山 梨 県	4店舗	高 知 県	17店舗
岐 阜 県	18店舗	福 岡 県	184店舗
静 岡 県	16店舗	佐 賀 県	39店舗
愛 知 県	25店舗	長 崎 県	46店舗
三 重 県	26店舗	熊 本 県	103店舗
滋 賀 県	22店舗	大 分 県	76店舗
京 都 府	17店舗	宮 崎 県	74店舗
大 阪 府	43店舗	鹿 児 島 県	79店舗
兵 庫 県	76店舗		

② 子会社

株式会社グリーンフラッシュ（本社：福岡市博多区）

株式会社コスモス・コーポレーション（本社：福岡市博多区）

(9) 従業員の状況（2023年5月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,523名	114名増	31.8歳	7.5年
女 性	1,759名	75名増	28.6歳	4.3年
合計または平均	5,282名	189名増	30.7歳	6.5年

- (注) 1. 上記従業員の他、契約社員35名、パート27,928名、アルバイト12,824名が在籍しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先（2023年5月31日現在）

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,823
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,410
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,887
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	976
株 式 会 社 肥 後 銀 行	976
株 式 会 社 大 分 銀 行	296
株 式 会 社 伊 予 銀 行	195
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	97
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	96

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 119,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,000,800株
- (3) 株主数 25,713名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
有限会社 萬 緑	15,318	38.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,668	9.27
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,556	3.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,552	3.92
公益財団法人 余慶会	1,500	3.79
みずほ信託銀行株式会社（信託口） 0700204	1,026	2.59
みずほ信託銀行株式会社（信託口） 0700205	1,025	2.59
みずほ信託銀行株式会社（信託口） 0700203	1,020	2.58
コスモス薬品従業員持株会	683	1.73
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	341	0.86

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（401,942株）を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	宇野正晃	
代表取締役社長	横山英昭	株式会社グリーンフラッシュ代表取締役
取締役	柴田太	経営企画部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役 (常勤監査等委員)	小坂通美	株式会社グリーンフラッシュ監査役
取締役 (監査等委員)	渡部有紀	法律事務所徳賢所員
取締役 (監査等委員)	原田知代子	原田正一税理士事務所員

- (注) 1. 植田正男氏は、2022年8月23日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
2. 渡部有紀氏は、2021年8月24日開催の第39期定時株主総会において補欠取締役（監査等委員）に選任されており、植田正男氏の取締役（監査等委員）辞任に伴い、法令に定める取締役（監査等委員）の員数を欠くことになるため、2022年8月23日をもって取締役（監査等委員）に就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）渡部有紀氏及び原田知代子氏は社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）渡部有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）原田知代子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）渡部有紀氏及び原田知代子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役（常勤監査等委員）小坂通美氏は、長きにわたり当社の総務部長を務め、当社の業務全般について高い知見を有しております。
8. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、役員報酬制度を定めております。役員報酬は、役割や責任に応じた固定報酬及び臨時的に支払う役員賞与にて構成されております。なお、業績連動報酬については、現時点では導入しておりません。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

また、退職慰労金制度につきましては、2006年8月30日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

当社は、役員の報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、社内取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会によって決議されており、取締役の個人別の報酬等については、同業他社・同規模企業の報酬水準を踏まえて、貢献度及び業績などを総合的に勘案のうえ指名・報酬委員会で審議されております。

なお、必要に応じて、報酬制度全体につき、監督機能の強化や業績向上へのインセンティブが働く報酬のあり方などについて独立社外取締役の意見を聴取しております。その結果、見直しが必要と判断される場合には、同意見を踏まえた制度設計の見直しを取締役会に上程し、取締役会にて決定することといたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、員数10名以内）の範囲で決定します。なお、第33期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定権限は取締役会が有しております。具体的には、独立社外取締役2名とも加わった指名・報酬委員会にて、取締役の個人別の報酬等について審議を行い、当該内容を取締役会へ答申します。その後、取締役会に議案を上程し、取締役会において決定しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額20百万円以内、員数5名以内）の範囲で決定します。なお、第33期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

各監査等委員である取締役の報酬等の決定権限は監査等委員会が有しており、監査等委員会の協議により決定しております。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	113	113	—	—	—	3
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	—	—	—	4 (3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）を8百万円支払っております。
2. 上記の取締役（監査等委員）の対象となる役員の員数には、第40期定時株主総会の終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）渡部有紀、原田知代子

イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）の渡部有紀氏は、法律事務所徳賢の所員を兼務しております。

社外取締役（監査等委員）の原田知代子氏は、原田正一税理士事務所員を兼務しております。

なお、法律事務所徳賢及び原田正一税理士事務所と当社の間取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員)	渡 部 有 紀	2022年8月に社外取締役就任後、当事業年度に開催した取締役会9回、監査等委員会10回のすべてに出席し、弁護士としての経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	原 田 知代子	当事業年度に開催した取締役会12回、監査等委員会14回のすべてに出席し、企業経営などの分野における税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。

ハ. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の確立と推進が、社会からの信頼を得るための不可欠な要件であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動指針を制定している。さらに、コンプライアンス体制を組織的・永続的に運営するためにコンプライアンス委員会規程を制定し、常設機関として管理部門管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

具体的なコンプライアンス体制の推進に関しては、コンプライアンス委員会に常勤監査等委員、内部監査室長及び社外の弁護士を委員として加えてコンプライアンス委員会の機能を強化する。また、各委員が相互に連携を図りつつ、当社及び子会社の取締役、使用人の法令及び定款の遵守状況をモニタリングすることで、コンプライアンス推進体制の充実を図るものとする。

また、当社及び子会社の取締役、使用人の法令・定款違反を防止するために、コンプライアンス相談窓口取扱規程を制定し、コンプライアンスに関する相談や通報のための専門の相談窓口を設置する。これを当社及び子会社の取締役、使用人が常に利用できる体制を構築する。

なお、当社及び子会社の各部門の使用人の業務に関する法令・定款の遵守状況のチェックは内部監査室が内部監査規程に基づき実施する。また、当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、法令及び監査等委員監査規程に基づき監査等委員会の監査を受けることとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか、文書管理規程及び情報管理・秘密保持規程に従って、書面または電磁的方法により作成・保存する。作成・保存された情報は必要に応じて、取締役、監査等委員及び会計監査人等が常時閲覧できるものとする。取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存及び管理体制については、監査等委員会の監査を受けるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めるものとする。

代表取締役社長は管理部門管掌取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、当社及び子会社の全社的なリスクを管理・統括する。対応部署においては必要に応じてマニュアルを制定し、所属する従業員に対する研修活動等を通じてリスク管理の徹底を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長が対応責任者となり、危機管理のためのチームを組成し対応することで、損失を最小限に止める体制整備を推進する。

コンプライアンスに関するリスクに関しては、上記（１）のコンプライアンス相談窓口を利用することにより、当社及び子会社の役職員による当該リスクの発生を未然に防ぐものとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役社長の円滑な職務執行及び取締役会における意思決定の効率性の向上に資するため、取締役会の下に、取締役及び主要部門の長を構成員、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置している。取締役会及び経営会議では、役員職務権限規程により付与された権限の範囲内で審議を行うものとする。また、子会社の取締役会においても経営の重要事項及び個別案件の決議を適宜行うものとする。

また、社会情勢・経済情勢の変化及び営業情報を踏まえて、代表取締役社長の経営方針を原案として経営会議及び取締役会の決議により３ヶ年の中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。当該計画を達成するために、当社及び子会社の各取締役は職務執行が効率的に行われるように努め、取締役会がこれを監督する体制を構築する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等から職務執行に係る事項の報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。

また、子会社のコンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンス相談窓口取扱規程に従い役職員による相談窓口を設置し、当社グループとして一体的にコンプライアンス推進体制を構築する。

さらに、当社の内部監査室が内部監査計画に従って定期的に子会社の監査を実施するとともに、当社の常勤監査等委員が子会社の監査役を兼任することにより、業務の適正を確保する体制を構築する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を担当しており、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。なお、その人事に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。加えて、内部監査の実施状況及びコンプライアンス相談窓口への通報状況と内容を報告するものとする。

常勤監査等委員は、当社及び子会社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席する。加えて、重要な社内文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役または使用人からの説明を求めることとする。

なお、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

監査等委員会は、監査等委員監査規程に基づく独立性と権限により、内部監査室及び会計監査人と連携しつつ、監査の実効性の確保に努めるものとする。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社は企業行動指針において反社会的勢力への関与禁止を定めており、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととする。また、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、総務部を対応統括部署として警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により緊密な連携関係を構築する。

なお、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には決して応じず、警察等の外部専門機関と連携を行い組織として法的対応を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、2015年8月21日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織や業務、諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

①業務執行の適正及び効率性の向上に関する取り組みの状況

イ. 取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

ロ. 当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案の審議及び重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。

ハ. 取締役会は、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定と業務執行を行っております。

②コンプライアンス、リスクマネジメントに関する取り組み

イ. 従業員に対し、社内研修や会議体を通して、コンプライアンスに関する教育を実施しております。また、社内報等で法令の内容やその変更を周知することで、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

ロ. 法令や定款に反する行為に関しては、コンプライアンス相談窓口を整備することでモニタリング強化を図っております。また、当事業年度において、コンプライアンス委員会を6回開催しており、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

③監査等委員会の職務執行

イ. 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議・決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けております。加えて、常勤監査等委員についてはコンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席するなど、監査の実効性の向上を図っております。なお、当事業年度において、監査等委員会を14回開催しております。

ロ. 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行っております。

④内部監査体制

イ. 内部監査室は業務監査及び内部統制監査等を実施し、代表取締役及び取締役に報告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位への安定的かつ継続的な配当による利益還元を実現すると同時に、経営体質強化のために十分な内部留保を確保し、新規出店など、適切な再投資にあてることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当年度の年間配当金は1株につき前年度より20円増配し、100円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため、事業の発展・企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	137,085	流動負債	192,053
現金及び預金	45,928	買掛金	161,852
売掛金	452	短期借入金	2,741
商品	77,253	リース債務	1,744
貯蔵品	226	未払金	10,512
前払費用	2,429	未払費用	7,272
未収入金	9,769	未払法人税等	5,031
その他	1,025	未払消費税等	1,244
固定資産	283,881	契約負債	519
有形固定資産	259,464	店舗閉鎖損失引当金	223
建物及び構築物	198,513	その他	909
機械装置及び運搬具	2,450	固定負債	17,842
工具、器具及び備品	9,826	長期借入金	10,018
土地	34,194	リース債務	3,698
リース資産	4,859	退職給付に係る負債	1,636
建設仮勘定	9,619	資産除去債務	2,028
無形固定資産	547	その他	459
投資その他の資産	23,869	負債合計	209,895
投資有価証券	4	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,268	株主資本	211,031
建設協力金	4,306	資本金	4,178
敷金及び保証金	15,193	資本剰余金	4,610
その他	2,095	利益剰余金	202,485
		自己株式	△242
		その他の包括利益累計額	40
		その他有価証券評価差額金	1
		退職給付に係る調整累計額	39
		純資産合計	211,072
資産合計	420,967	負債及び純資産合計	420,967

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額					
売上 売上 販売費 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業	上	原	高								827,697				
	上	上	価								658,979				
	上	総	利								168,718				
	費	一	益								138,589				
	及	般	管												
	び	理	理												
	業	業	利								30,128				
	外	収	益												
	受	取	利							47					
	受	取	手	数						1,354					
不	動	産	賃	貸					1,200						
固	定	資	産	受	贈				498						
そ			の						575						
営業	外	費	用								3,677				
	支	払	利						51						
	不	動	産	賃	貸	原	息		475						
	そ			の			他		192		719				
経特	常	利	益								33,086				
	別	利	益												
特	受	取	保	険	金				13						
	受	取	補	償	金				33		46				
	別	損	失												
	固	定	資	産	除	却	損		113						
	災	害	に	よ	る	損	失		4						
	店	舗	閉	鎖	損	失			51						
	店	舗	閉	鎖	損	失	引	当	金	繰	入				
										189	359				
税金	等	調	整	前	当	期	純	利	益		32,773				
法人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	9,294					
法人	税	等	調	整	額				△318		8,975				
当	期	純	利	益							23,797				
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	23,797

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 6 月 1 日から
2023年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,178	4,610	181,954	△241	190,501
当期変動額					
剰余金の配当			△3,266		△3,266
親会社株主に帰属する当期純利益			23,797		23,797
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	20,530	△0	20,529
当期末残高	4,178	4,610	202,485	△242	211,031

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1	4	5	190,507
当期変動額				
剰余金の配当				△3,266
親会社株主に帰属する当期純利益				23,797
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	35	35	35
当期変動額合計	0	35	35	20,565
当期末残高	1	39	40	211,072

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	136,643	流動負債	192,032
現金及び預金	45,473	買掛金	161,867
売掛金	452	1年内返済予定の長期借入金	2,741
商貯蔵品	77,253	リース債務	1,744
前払費用	225	未払金	10,424
未収入金	2,429	未払費用	7,332
その他の金	9,783	未払法人税等	5,030
固定資産	1,025	未払消費税等	1,240
有形固定資産	283,911	契約負債	519
建物	259,420	預り金	725
構築物	178,210	前受収益	181
機械及び装置	20,294	店舗閉鎖損失引当金	223
車両運搬具	2,387	その他の金	1
工具、器具及び備品	63	固定負債	17,895
土地	9,823	長期借入金	10,018
リース資産	34,161	リース債務	3,698
建設仮勘定	4,859	退職給付引当金	1,690
無形固定資産	9,619	資産除去債務	2,028
ソフトウェア	547	その他の金	459
その他の資産	480	負債合計	209,928
投資有価証券	66	(純資産の部)	
関係会社株	23,944	株主資本	210,624
長期前払費用	4	資本剰余金	4,178
繰延税金資産	60	資本剰余金	4,610
建設協力金	2,094	資本準備金	4,610
敷金及び保証金	2,284	利益剰余金	202,078
その他の金	4,306	利益準備金	7
	15,192	その他利益剰余金	202,071
	0	別途積立金	300
		固定資産圧縮積立金	414
		繰越利益剰余金	201,357
		自己株式	△242
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	420,554	純資産合計	210,626
		負債及び純資産合計	420,554

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2022年 6 月 1 日から
2023年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上	上	原	高					827,696
売上	上	原	価					658,978
販売費	上	総	利					168,718
及び一般管理費	上	総	利					138,613
営業	業	外	収					30,104
営業	業	外	収					
	受	取	利			息	47	
	受	取	手	数		料	1,354	
	不	動	産	賃	貸	料	1,203	
	固	定	資	産	受	贈	498	
	そ			の		他	580	3,684
営業	業	外	費					
	支	払	利			息	51	
	不	動	産	賃	貸	原	475	
	そ		の			他	192	719
経	常		利					
特	別	利	益					33,070
	受	取	保	険		金	13	
	受	取	補	償		金	33	46
特	別	損	失					
	固	定	資	産	除	却	113	
	災	害	に	よ	る	損	4	
	店	舗	閉	鎖	損	失	51	
	店	舗	閉	鎖	損	失	189	359
税	引	前	当	期	純	利		
法人税、住民税及び事業税	引	前	当	期	純	利	9,288	32,757
法人税等調整額	引	前	当	期	純	利	△318	8,969
当期純利益	引	前	当	期	純	利		23,787

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2022年 6 月 1 日から
2023年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					別途 積立金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,178	4,610	4,610	7	300	450	180,800	181,558
当期変動額								
剰余金の配当							△3,266	△3,266
固定資産圧縮積立金の積立						2	△2	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△38	38	－
当期純利益							23,787	23,787
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△35	20,556	20,520
当期末残高	4,178	4,610	4,610	7	300	414	201,357	202,078

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△241	190,105	1	1	190,106
当期変動額					
剰余金の配当		△3,266			△3,266
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		23,787			23,787
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0	0
当期変動額合計	△0	20,519	0	0	20,520
当期末残高	△242	210,624	1	1	210,626

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 田 篤 芳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 濱 村 正 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 田 篤 芳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 濱 村 正 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2022年6月1日から2023年5月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- ① 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 7 月 19 日

株式会社コスモス薬品 監査等委員会

常勤監査等委員 小坂 通美 印

監査等委員 渡部 有紀 印

監査等委員 原田 知代子 印

(注) 監査等委員渡部有紀氏及び原田知代子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち宇野正晃氏については、取締役を退任いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、社内取締役を議長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役会スキルマトリックス】

取締役候補者に特に期待するスキル・専門的な分野は以下のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合の取締役会体制を表しております。

氏名	横山 英昭	柴田 太	宇野 之崇	小坂 通美	渡部 有紀	原田 知代子
再任／新任	再任	再任	新任	再任	再任	再任
就任予定の地位	取締役	取締役	取締役	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営・事業戦略	○	○	○			
当社事業・業界経験	○	○	○	○		
営業・マーケティング	○		○			
組織マネジメント・人材育成	○					
財務・会計		○				○
法務・コンプライアンス		○		○	○	
ESG・SDGs		○		○	○	○

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	よこ やま ひで あき 横 山 英 昭 (1980年9月19日生)	2003年 4 月 当社入社 2007年 9 月 当社店舗運営部エリア長 2011年 7 月 当社店舗運営部長 2016年 8 月 当社取締役店舗運営部長 2017年 8 月 当社取締役営業本部長兼店舗運営部長 2018年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2019年 8 月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役（現任）	株 3,500
		【取締役候補者とした理由】 横山英昭氏は、2016年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、店舗運営部門に加えて営業部門全体の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。そして、2018年より代表取締役社長を務めております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営責任者として指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	しば た ふとし 柴 田 太 (1971年10月24日生)	1998年11月 当社入社 2004年 9 月 当社人事総務部広報課長 2006年 7 月 当社経営企画部長 2012年 6 月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2012年 8 月 当社取締役経営企画部長 2017年 8 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役経営企画部長（現任） 2019年 8 月 (株)グリーンフラッシュ取締役（現任）	株 30,800
		【取締役候補者とした理由】 柴田太氏は、2012年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、経営企画部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	※ 宇 野 之 崇 (1973年11月21日生)	2001年 2 月 (株)コスモス・コーポレーション入社 2005年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社営業部営業企画課長 2005年 5 月 (株)グリーンフラッシュ取締役（現任） 2009年11月 当社営業企画部長 2012年 8 月 当社取締役営業企画部長 2018年 1 月 当社取締役商品開発部長 2021年 8 月 当社執行役員商品開発部長（現任）	株 1,200,000
	【取締役候補者とした理由】 宇野之崇氏は、2012年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、営業企画部門・商品開発部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。そして、2021年から2年間は執行役員として引き続き業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役として再度選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社株式数は、2023年5月31日現在であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	こ さか みち よし 小 坂 通 美 (1960年9月27日生)	2003年 5 月 当社入社 2005年 1 月 当社総務課長 2009年 4 月 当社総務部長 2012年 6 月 (株)グリーンフラッシュ取締役 2019年 8 月 当社取締役監査等委員（現任） 2019年 8 月 (株)グリーンフラッシュ監査役（現任）	株 400
		【取締役候補者とした理由】 小坂通美氏は、2009年より総務部長を務め、総務部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。同時に、当社の業務全般について高い知見を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実のために適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	
2	わた べ ゆ き 渡 部 有 紀 (1971年8月4日生)	2008年12月 福岡県弁護士会 弁護士登録 2008年12月 徳永賢一法律事務所（現 法律事務所徳賢）入所（現所属） 2014年 4 月 平成26年度九州弁護士会連合会事務局次長 2019年 4 月 令和元年度福岡県弁護士会業務事務局長 2022年 8 月 当社取締役監査等委員（現任）	株 0
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 渡部有紀氏は、弁護士の資格を有し企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な見識を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた長年の法律知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	はら だ ち よ こ 原 田 知 代 子 (1974年 4月24日生)	2000年 4 月 伊藤次郎税理士事務所 入所 2002年 9 月 原田正一税理士事務所 入所（現所属） 2003年 2 月 税理士登録 2021年 8 月 当社取締役監査等委員（現任）	株 0
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 原田知代子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての長年の経験により経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者原田知代子氏の戸籍上の氏名は、堤知代子であります。
3. 渡部有紀氏及び原田知代子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、当社は渡部有紀氏及び原田知代子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
渡部有紀氏及び原田知代子氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。なお、両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続いたします。
5. 渡部有紀氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結のときをもって1年となります。
6. 原田知代子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
7. 所有する当社株式数は、2023年5月31日現在であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
う え た ま さ お 植 田 正 男 (1951年5月15日生)	1980年 4 月 福岡県弁護士会 弁護士登録 1990年 9 月 植田正男法律事務所所長 2005年 8 月 当社監査役 2015年 8 月 当社取締役監査等委員 2016年 8 月 法律事務所徳賢 共同代表（現任）	株 0
【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 植田正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する専門知識を有しております。また、2005年に当社の社外監査役に就任後、2015年から2022年まで当社の監査等委員である社外取締役を務めていただき、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実に大きく貢献していただきました。以上のように、当社のコーポレート・ガバナンス体制について熟知していることから、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 植田正男氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 植田正男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 本議案において植田正男氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は植田正男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 植田正男氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2015年8月21日開催の当社第33期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額900百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等の支給においては、上記の目的を踏まえたうえで、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間（以下、総称して「対象期間」という。）に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給することを想定しておりますことから、当該支給における1事業年度あたりの実質の支給額は60百万円以内となります。譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定いたしますので、その内容は相当なものであると考えております。ただし、当該支給を行った後も、今後新たに就任する対象取締役が、上記の目的を可能な限り実現できるよう、上記年額の範囲内で、対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給して譲渡制限付株式を割り当てることができるものいたします。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（社外取締役なし）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の

全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記 3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、上記のとおり、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、対象期間に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給する一方、当該金銭報酬債権の全部について現物出資の方法で給付を受けることで譲渡制限付株式を割り当てることが想定しているため、当該支給における1事業年度あたりに割り当てる実質の譲渡制限付株式の総数は、2,000株以内となります。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象期間が満了する時点までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する時点までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間

(電話番号 092-482-1111)



(交通のご案内)

■JRご利用の場合

JR鹿児島本線「博多駅」下車

博多駅博多口より徒歩約3分

■地下鉄ご利用の場合

地下鉄「博多駅」下車

博多駅博多口より徒歩約3分

■お車(福岡都市高速道路)ご利用の場合

※来られる方面によって降口が異なります。

【北九州方面からお越しの方】

「呉服町ランプ」下車後、

昭和通りを直進し大博通りを左折。

【太宰府方面からお越しの方】

「千代ランプ」下車後、

国道202号線を直進し大博通りを左折。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

電子提供措置の開始日2023年7月28日

**第41期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**連結注記表
個別注記表**
(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

株式会社コスモス薬品

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

当社の子会社は株式会社グリーンフラッシュ及び株式会社コスモス・コーポレーションであり、当該会社を連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

(イ) 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～47年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、食品及び雑貨等の商品を販売しております。商品を顧客に引渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

当社グループは医薬品、化粧品を購入した顧客に対して割引クーポン券を発行しております。当社グループは割引クーポン券を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン券発行時に取引価額を減額して収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 金利スワップの特例処理によっております。 |
| (2) ヘッジの手段 | 金利スワップ |
| (3) ヘッジ対象 | 借入金の利息 |
| (4) ヘッジ取引の種類 | キャッシュ・フローを固定するものです。 |

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除消費税及び地方消費税の会計処理は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループはドラッグストア等を多店舗展開しており、2023年5月31日現在、有形固定資産259,464百万円、無形固定資産547百万円（合計260,011百万円）を計上しておりますが、当連結会計年度において、減損損失は計上しておりません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業活動から生じる営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は市場価額が著しく下落しているかなどについて検討を行っております。減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する方針とし、将来キャッシュ・フローは、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。主要な仮定は、店舗機能強化等による売上高の伸長や、地代家賃や人件費等の費用の予測であります。

なお、これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 有形固定資産に係る減価償却累計額 109,907百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1 受取保険金

受取保険金は、2022年9月に発生した「台風14号」に伴う店舗設備、商品被害等に係るものであります。

2 受取補償金

受取補償金は、和歌山県及び兵庫県宍粟市の道路拡張工事に伴う店舗工作物等移転補償金であります。

3 災害による損失

災害による損失は、2022年9月に発生した「台風14号」による損失を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	40,000,800	－	－	40,000,800
自己株式				
普通株式	401,885	57	－	401,942

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加57株によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年8月23日 定時株主総会	普通株式	1,583	40.00	2022年5月31日	2022年8月24日
2023年1月13日 取締役会	普通株式	1,682	42.50	2022年11月30日	2023年2月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年7月10日 取締役会	普通株式	2,276	利益剰余金	57.50	2023年5月31日	2023年8月3日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金（原則として10年以内）は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

建設協力金、敷金及び保証金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、借入金については、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、資金調達に関する市場リスク管理方針に基づき実施しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 建設協力金	4,306	4,265	△41
(2) 敷金及び保証金	15,193	13,229	△1,964
資産計	19,500	17,494	△2,005
(1) 長期借入金（※2、※3）	(12,759)	(12,760)	0
負債計	(12,759)	(12,760)	0
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金は現金であること、預金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
建設協力金	－	4,265	－	4,265
敷金及び保証金	－	13,229	－	13,229
資産計	－	17,494	－	17,494
長期借入金	－	12,760	－	12,760
負債計	－	12,760	－	12,760

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 建設協力金並びに (2) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定し、レベル 2 の時価に分類しております。

負債

(1) 長期借入金

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定し、レベル 2 の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金（下記（２）参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております（上記（１）参照）。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	主要販売品目	金額（百万円）
医薬品	一般大衆薬・ドリンク剤・オーラルケア商品・介護用品 ビタミン剤・健康食品・ダイエット食品・調剤	125,851
化粧品	化粧品・男性化粧品・ヘアケア商品・入浴剤	80,763
雑貨	ベビー用品・洗剤・防虫剤・芳香剤・バス、トイレ用品 調理用品・園芸用品・カー用品・衣料	131,077
一般食品	加工食品・日配食品・調味料・菓子・飲料・酒	483,892
その他	たばこ・他	6,112
顧客との契約から生じる収益		827,697
外部顧客への売上高		827,697

(注) 一般食品に記載しております「日配食品」とは、毎日消費される食品の総称であり、パン、牛乳、豆腐、納豆、卵などがあります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	198	452
契約負債	350	519

契約負債は、顧客から受け取った前受金等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	5,330円26銭
1 株当たり当期純利益	600円96銭

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

① 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	11年～47年
構築物	2年～30年
機械及び装置	7年～17年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、食品及び雑貨等の商品を販売しております。商品を顧客に引渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

当社は医薬品、化粧品を購入した顧客に対して割引クーポン券を発行しております。当社は割引クーポン券を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン券発行時に取引価額を減額して収益を認識しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理によっております。

(2) ヘッジの手段 金利スワップ

(3) ヘッジ対象 借入金の利息

(4) ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するものです。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除消費税及び地方消費税の会計処理は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、ドラッグストア等を多店舗展開しており、2023年5月31日現在、有形固定資産259,420百万円、無形固定資産547百万円（合計259,967百万円）を計上しておりますが、当事業年度において、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産に係る減価償却累計額 109,863百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14百万円

短期金銭債務 67百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高 725百万円

営業取引による取引以外の取引高 5百万円

2 受取保険金

受取保険金は、2022年9月に発生した「台風14号」に伴う店舗設備、商品被害等に係るものであります。

3 受取補償金

受取補償金は、和歌山県及び兵庫県宍粟市の道路拡張工事に伴う店舗工作物等移転補償金であります。

4 災害による損失

災害による損失は、2022年9月に発生した「台風14号」による損失を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	401,885	57	－	401,942

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加57株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	438百万円
未払事業税	393百万円
未払事業所税	108百万円
退職給付引当金	514百万円
未払役員退職慰労金	92百万円
減損損失	0百万円
資産除去債務	617百万円
その他	560百万円

繰延税金資産合計	2,726百万円
----------	----------

繰延税金負債

建設協力金	△48百万円
固定資産圧縮積立金	△181百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△211百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円

繰延税金負債合計	△442百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	2,284百万円
-----------	----------

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として店舗用建物、POSレジ及びその周辺機器、陳列什器、冷凍・冷蔵ショーケース、防犯設備等があります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	氏名 又は 会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	職業 又は 事業の 内容	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	合同会社 クロード ※ 1	福岡市 博多区	3	不動産の売買、賃貸及びその仲介、斡旋、管理	—	不動産の賃借※ 2、※ 3	店舗賃借料の支払	214	前払費用	12

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 1 当社取締役会長宇野正晃が議決権の100%を直接所有しております。

※ 2 賃借料については、所在地付近の平均的な賃料を参考に決定しております。

※ 3 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、双方協議の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 5,319円00銭

1株当たり当期純利益 600円71銭